

本部町空き家利活用定住促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町予算の範囲内において、定住促進を目的に空き家を利活用し成約した場合において、空き家紹介者に対する成約謝礼金(以下「謝礼金」という。)及び空き家等所有者に対する成約報奨金(以下「報奨金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(謝礼金の交付対象者)

第3条 謝礼金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該空き家等について売買契約又は賃貸借契約の成立(以下「成約」という。)をしていること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 当該空き家等に係る謝礼金を既に受けていないこと。
- (4) 本部町暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者等」という。)でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認めること。

(報奨金の交付対象者)

第4条 報奨金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本部町空き家情報リストに登録する空き家等について成約をしていること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 本部町暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者等」という。)でないこと。
- (4) 当該空き家等に係る報奨金を既に受けていないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認めること。

(謝礼金等の額等)

第5条 謝礼金又は報奨金(以下「謝礼金等」という。)の額は、本部町空き家情報リストに登録のある一の空き家等につき、3万円とする。

(交付申請)

第6条 謝礼金等の交付を受けようとする者は、成約の日から3月以内に本部町空き家利活用定住促進事業成約謝礼金・成約報奨金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 成約を証する書類の写し

- (2) 本部町が発行する完納証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
(交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、第3条又は第4条の規定に基づいてその内容を審査し、適当と認めるときにあつては本部町空き家利活用定住促進事業成約謝礼金・成約報奨金交付決定通知書(様式第2号)を、不適當と認めるときにあつては本部町空き家利活用定住促進事業成約謝礼金・成約報奨金不交付決定通知書(様式第3号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、前条の規定により謝礼金等の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消し、既に交付した謝礼金等の全部又は一部について返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により謝礼金等の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか謝礼金等の交付が不適當と認める事実があつたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

(表)

本部町空き家利活用定住促進事業 成約謝礼金・成約報奨金交付申請書				
本部町長 様		年 月 日		
(申請者)住 所 氏 名 電話番号				
謝礼金等の交付を受けたいので、本部町空き家利活用定住促進事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。また、審査に当たり、必要な限度において私及び世帯員の住民記録、納税状況その他の事項を調査することに同意します。				
申請の区分	<input type="checkbox"/> 成約謝礼金 3 万円 <input type="checkbox"/> 成約報奨金 3 万円			
空き家等の所在地	本部町字			
成約年月日				
振 込 先	金 融 機 関 名		支店名	
	種 類	普 通 ・ 当 座		
	口 座 番 号			
	フリガナ			
	口 座 名 義			
備 考				
添付書類	(1) 成約を証する書類又はその写し (2) 本部町発行の完納証明書 (3) その他			

(裏面につづく)

(裏)

誓約書

- 1 本部町空き家情報リストに登録のある物件について成約されたことを誓約します。
- 2 本部町に滞納がないことを誓約します。
- 3 本部町暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員等又はは暴力団関係者等でないことを誓約します。
- 4 偽りその他不正な手段により、成約謝礼金又は成約奨励金の交付を受けたときは、交付された金額の全部又は一部を返還することを誓約します。

年 月 日

本部町長 様

(申請者)住所

氏名

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

本部町空き家利活用定住促進事業 成約謝礼金・成約報奨金交付決定通知書

(申請者)

様

本部町長 印

年 月 日付で申請のあった謝礼金等について交付することと決定したので、本部町空き家利活用定住促進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

交付の区分	<input type="checkbox"/> 成約謝礼金 3 万円 <input type="checkbox"/> 成約報奨金 3 万円
空き家等の所在地	本部町字
備 考	

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

本部町空き家利活用定住促進事業 成約謝礼金・成約報奨金不交付決定通知書

(申請者)

様

本部町長 印

年 月 日付で申請のあった謝礼金等について不交付することと決定したので、本部町空き家利活用定住促進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

交付の区分	<input type="checkbox"/> 成約謝礼金 3 万円 <input type="checkbox"/> 成約報奨金 3 万円
不交付の理由	
備 考	